

# 宋代蘇州の地域社会と范氏義莊

## 小林義廣

### はじめに

十一世紀半ば、北宋中期は、父系親族である宗族の歴史にとって特筆すべき大きな転換期であった。すなわち、宋代以後の宗族は組織化を特色とし、その組織化の徵表として、一族の共有財産（「族產」）の設置、系譜を中心とする一族の記録（「族譜」）の編纂、一族の祖先祭祀施設（「影堂」「祠堂」「家廟」）の設置が挙げられるが、これら三つの要素がこの時期に出揃つたからである。<sup>〔1〕</sup>

族產の中で、皇祐元年（一〇四九）、范仲淹（九八九—一〇五二）が郷里の蘇州に族人救済のために創設した范氏義莊は、義莊の嚆矢として、宋代以後の義莊（義田）設置の模

範として喧伝されてきた。加えて、ほとんどの義莊（義田）が、創設後、数十年から百年ほど存続するだけで衰退してゆくのに対し、范氏義莊は幾多の試練を乗り越えて、ともかくも二〇世紀半ばの土地革命で消え去るまで、九〇〇〇年間もの長命を保ち続けた稀有な事例であったのである。<sup>〔2〕</sup>そのためか、范氏義莊研究は、一つの義莊をめぐる研究としては異常に多く、日文・中文・欧文による研究成果も数え切れないほど存在する。それらの、范氏義莊を中心とする宋代の宗族研究情況、とくに日本のそれについては拙文を参照して欲しく、ここでは小稿に必要な最低限の叙述に留めておきたい。

財用足」の項に范氏義莊の記述があることに触発された論文を公表した<sup>④</sup>。しかし、范氏義莊研究が本格化するのは、乾隆十一年（一七四六）重修の范氏の族譜（『范氏家乘』、以下、単に『范氏家乘』と表記する）の存在が知られ、それが広く利用できるようになってからである。この族譜によつて、宋代から清代に至るまでの范氏義莊の変遷が丹念に辿られるようになつたのである。トウェチエット氏（Denis Twitchett）がその先鞭をつけたが、統いて近藤秀樹氏が独自の視点から意欲的な考察を上梓した<sup>⑤</sup>。いずれも、一九六〇年を挟んだ近い時期のことであった。その後、日本においては、一九八〇年代の後半になつて、宗族研究の再活性化という流れに伴い、范氏義莊も論議の対象として俎上に上せられた。その口火は、八七年、井上徹氏によつて切られ、翌八年には遠藤隆俊氏が、その後、現在に至るまで精力的に取り組んでいる范氏義莊に関する最初の論文を公表した<sup>⑥</sup>。一方、中国人研究者による范氏義莊研究も一九八四年に公表された陳榮照氏の「論范氏義莊」を初めとして、多くの研究成果が蓄積されてきた<sup>⑦</sup>。

こうした研究蓄積によつて、とくに近年では遠藤隆俊氏の旺盛な探求によつて、范氏義莊の実態やその構造・歴史的意義、范氏義莊をめぐる范氏一族の関わりなど様ざまな側面が

解明してきた。その意味では、范氏義莊をめぐる研究の余地は、最早、残されていないかに見える。とはいえ、そうした努力にもかかわらず、数年前に発表した前稿でも言及したように、未だに范氏義莊が蘇州あるいはもう少し広げて長江下流の地域社会にどのような意味をもつっていたのかという点が問題として残されているように思われる。言い換えると、これまでの范氏義莊研究は、あくまで義莊それ自体の解明を主な目的として、范氏義莊を地域社会の場に置いて検討するという視点を欠いているのではなかろうか。小稿は、この点を課題として念頭に置き、時期を范氏義莊が創設された宋代に限定して考察を進めよう。

地理的・行政的に画定された地域を指していない<sup>(3)</sup>。小稿でも、基本的には森氏の理念を念頭に置きはするけれども、方法論的概念として強い志向性があるわけではなく、ただ人ひとの生活する、いわば基層社会としての意味合いで使用する。なお、范氏義荘の位置にも一言しておこう。范氏義荘の施設は墳墓などは郊外の天平山に位置しているけれども、義米を貯蔵し出納する義荘は蘇州城内の義宅に設けられ、義宅には多くの族人が居住し、義宅の付近には科挙の年に開放された歳寒堂などの重要な施設があつた。加えて一族の生活の最低限を保証する義田も吳県と長洲県に跨りながら、「負郭田」と称されるように、蘇州城に近接する格好の場所に位置していた<sup>(4)</sup>。つまり、范氏義荘の諸施設は都市区域を中心と周辺の郷村地帯に拡がつており、義田・義荘という言葉で連想されるような郷村に偏在していたわけではないのである。

ところで、「初定規矩」の前には、規矩の政府による公認を求める二男の范純仁の上奏文などが載つていて、それによつて、この「初定規矩」が義田から上<sup>(5)</sup>がる小作米（「租米」）を基にして、族人に對して衣食や冠婚葬祭の費用をどのように支給するかを具体的に定めたものだと理解できる。全部で一三条から成るこの規定は、確かにそのような条文で満たされているが、第一二条目は少し性格を異にしている。本条以外は、族人や女召使いといつた、いわば范氏一族内部の人たちへの支給の条文であるのに対して、この条文は、

郷里の姻戚・親族で、もし困窮してて急な災難に遭つたり、飢饉に遭遇して日々の生活を続けられない場合、諸房は一緒に相談をして実態を調査してから、義田米の中から適切な分量を決めて援助する。（郷里外姻戚、如

前稿でも触れたように、范氏義荘を地域社会との関連から探求するとき、范仲淹の「文正公初定規矩」が一つの手掛かりになるようになる。〔初定規矩〕は、この規矩の末尾

## 一 范氏義荘規矩と地域社会

郷里の姻戚・親族で、もし困窮してて急な災難に遭つたり、飢饉に遭遇して日々の生活を続けられない場合、諸房は一緒に相談をして実態を調査してから、義田米の中から適切な分量を決めて援助する。（郷里外姻戚、如

貧窮中、非次急難、或遇年飢不能度日、諸房同共相度詣

実、即於義田米内量行済助)

となつていて、一族以外の「郷里の外姻・親戚」という外部の人たちを支給対象とした規定なのである。つまり、范氏義莊は、創設当初から自己の一族だけに救濟を限定しておらず、姻戚関係を媒介として地域社会（「郷里」）と関わろうとしているようと思えるのである。

少し後の時期の規定をみてみよう。北宋末・南宋初の混亂期に蘇州も兵火に見舞われ、范氏義莊も被害にあつたが、義莊の復興に功績のあった族人の一人に范之柔という人物がいる。<sup>〔12〕</sup> 彼は、乾道八年（一一七二）の進士で、范仲淹の長男の范純佑（あるいは純祐とも表記される）の流れを汲む、いわゆる「監簿房」の人物である。彼によって制定された「統定規矩」は、嘉定三年（一一一〇）十一月三日の日付があるが、その第八条は、不良子弟に対する処罰規定であり、そこに「長悪にして悛めず、宗族・郷党の善良の害と為る者」という一文が見える。そして、この条文は、このような素行不良が著しい族人を「文正位」に報告し、更には情況を調査した上で、役所（「官府」）に対して蘇州から他郷に移すように求めるとしているのである。一族だけでなく地域社会（「郷党」）を意識した規定だといえよう。

そもそも、義莊創設者の范仲淹は、蘇州の地域社会との結びつきを大事にしようと考えていたらしい。次のような逸話が伝えられている。彼は、墓参りで帰郷したとき、親戚や郷里の知り合いに三千疋の絹を贈つたが、その理由として「宗族」と「郷党」が、幼いときから私の生長を見届けてくれ、修学時代から出仕している現在の壯年に至るまで援助や喜びをともしてくれたからだと述べている。<sup>〔13〕</sup> 范仲淹がこの話をした年月日は明示されていないが、彼が中央官僚の要職を辞めて墓参に帰郷したとき（「公自政府出帰焚黃」）とあるので、恐らく慶曆五年（一〇四五）正月、參知政事を辞めて邠州（陝西省彬県）の知事に就任して以降のことであろう。

もちろん、范仲淹のこの言辞は額面どおりに受け取るべきものではなかろう。広く知られているが、范仲淹は蘇州で生長したのではない。二歳で父親の墉と死別すると、再婚した母親の謝氏に伴われて義父の朱文翰の下で育てられ、名前も朱説と改められた。大中祥符八年（一〇一五）に科挙に及第したときも朱説という名前ままであった。范氏に「復姓」して范仲淹を名乗るのは、天禧元年（一〇一七）、二九歳になつてからである。その「復姓」のときも、蘇州の族人の中には反対者もあつたという。「復姓」に対する反対を実際行動で

示して緩和するためにも、族人や郷里の人びとに物を贈り、義莊を設置する必要があつたのかも知れないのである。とはいへ、いざれにせよ、この逸話が義莊設置を間近に控えた人生後半の時期だという点は「初定規矩」との関連から押さえておくべきだろう。

また、范仲淹が蘇州に在住する次兄の范仲溫に宛てた書簡にも地域社会を念頭に置いたと思われる記述がある。その書簡において、范仲淹は、蘇州在住の族人が訴訟沙汰を起こして州県の手を煩わせることのないようにとの注意を喚起しているが、それは単に地方官庁に対する遠慮を越えて地域社会に対しても迷惑を掛けまいとする配慮だったのかも知れない。この書簡は、文面の内容からすると參知政事に任命された慶曆三年（一〇四三）八月以降と思われ、義莊設置を遡ること数年前という時期なのである。<sup>〔1〕</sup>

蘇州という地域社会と范仲淹との結びつきに関するもう少し続けよう。范仲淹が蘇州の族人のもとに息子や姪<sup>〔2〕</sup>を派遣していたことは、遠藤隆俊氏も指摘しているが、義莊設置に関しても、二男の范純仁が重要な任務を負つて訪れていたようである。それは、長男の純佑が嘉祐八年（一〇六三）に亡くなるまで一九年間も病床にあって、二男が多忙な父親の代理

を務めねばならなかつたからであろう。実際、范純仁は范氏義莊の維持発展に多大な貢献をしている<sup>〔3〕</sup>が、范仲淹が范仲溫に宛てた書簡の中に、蘇州に派遣した純仁に飲酒をさせないように依頼するとともに、義田の設置と家屋の建設に関して純仁から自分に報告させるように要請している。また、蘇州に派遣された帰りに、貧窮して葬儀を上げられないでいた詩人として有名な石曼卿（諱は延年、九九四～一〇四一）に、運んできた物資を葬儀費用として与えたという逸話も、范仲淹と郷里との結びつきの橋渡しとして純仁が大きな役割を果たしていたことを側面から立証しよう。

すでに何度も登場した范仲淹の次兄の范仲溫（九八四～一〇五〇）は、蘇州在住者だけに郷里社会との結びつきも深かつた。四歳年上のこの異母兄は、父親の塘の死後、仲淹と違つて蘇州に帰郷して育つたらしく、仲淹の出世に伴う恩典で景祐二年（一〇三五）に任官してから慶曆七年（一〇四七）に致仕するまでの十余年間、地方官巡りをして蘇州を離れていた以外は、生涯の大部分を郷里で過ごしておらず、范仲淹にしては、二男の范純仁が重要な任務を負つて訪れていたようである。それは、長男の純佑が嘉祐八年（一〇六三）に亡くなるまで一九年間も病床にあって、二男が多忙な父親の代理

でなく、実際に、地域社会において困難な情況をみれば、「鄰里・鄉党に急難有るを顧みれば、則ち力を竭くして以て之を済う」とあるように、一生懸命に救濟に奔走していた。だからこそ、皇祐二年九月に六六歳の生涯を閉じると、一族や姻戚（〔宗親〕）だけでなく、郷里の人びとの老いも若きも哀悼を尽くし涙を流したのであつた。<sup>(註)</sup>

范氏一族の子孫にも、范之柔の他に地域社会のために尽力した人間が現れた。それは、北宋末に活躍した范周（あるいは正周、字は無外）という人物である。彼は、范仲淹の従兄弟の范仲淵の孫であり、十六房ある宋代蘇州の范氏のうち、彼の父親の范純古を房祖とする贊善房に属している。<sup>(註)</sup>若い頃から学識に優れ、とくに詩詞に巧みであつたが、名声を求めず、そのために士人たちの推奨を受けていた。北宋末、睦州青溪県（浙江省淳安県）で方臘が反乱（一一一〇、一一二一）を起こすと、蘇州でも自警團を作るよう命令を受けた。范周は、府学の学生を率いて、首に大きな灯籠をぶら下げ、そこに儒者を軽視した秦のように、書生までも夜回りさせるのかという当地の当局を批判する内容の七言絶句を書き連ねて、命令を撤回させた。<sup>(註)</sup>士人という特定の階層に限定されているが、地域社会の利害に率先して対処しているの

である。それでは、宋代蘇州の地域社会を宗族の発展という視角から、どのように見えるのだろうか。節を改めて検討してみよう。

## 二 宋代の蘇州と宗族

最初に、宋代蘇州の自然・人文的環境と住民の気風を概観することから始めよう。唐末・五代以来の蘇州を含む江南デルタ地帯の発展は、水利田（圃田・圩田・湖田）の開発によって支えられ、当地の豊かさは、いわゆる「蘇湖熟すれば天下足る」の諺を生み出したと戦後長年にわたっていわれてきた。一九八〇年代に入つて、この諺は、むしろこの地域の生産の不安定さと粗放性を示しており、宋代の農業先進地域として機能していたのは、そこよりも南部の浙東河谷平野だという見解が提出されている。<sup>(註)</sup>とはいっても、小稿が対象としている蘇州それ自体に限つていうと、同時代の史料は、当地が地味の肥え物産が豊かであつて、湖や海から取れる水産物は豊富で、農産物も麦と稻の二毛作があつたと伝えている。元末に活躍した孔齊は、都市としての蘇州を、南宋時代に都となつた杭州とともに、華美な一方で人情が浮薄であつて、遊ぶにはよ

いが住むには適さないと述べている。<sup>(1)</sup> 江南の生産力水準が宋元ともに似たような情況であつたことからすると、このような蘇州の都市としての氣風や様相は宋代でも基本的に同様であつたのではなかろうか。

物産の豊かさが華美で贅沢を誇る氣風を醸成したと認識するものが、先の「蘇湖熟すれば天下足る」の諺を載せた范成大の『吳郡志』である。范成大は、蘇州が極めて富み栄え、郊外に未耕地は無く、土地の高低に応じて全てが田地となつてゐると記す一方で、当地の人びとは身分の上下に関わりなく、儉約せず奢侈を好み、豪奢を競い合つてゐるとして、「歳饑」と呼ばれる正月の仏寺を訪問する客で道路が埋め尽くされる行事の様子など、年中行事について具体的な内容の説明を入れながら列挙している。<sup>(2)</sup> 『范氏家乘』では、范成大を一族の人として数えているが、その蘇州范氏を象徴する范氏義莊の開祖たる范仲淹も、范成大と似たような認識を示してゐる。すなわち、范仲淹は、王素（一〇〇七～一〇七三）に宛てた書簡で、蘇州の風俗が浮薄であることもあつて、かつて母親を蘇州に埋葬しようと思ひながら、結局は洛陽に落ち着いたと記しているのである。<sup>(3)</sup>

華美で贅沢という、儒教教養人の士大夫の視角からする

と、いわば負の要素をもつ蘇州も、視点を変えてみると、それだからこそ文化も栄え、人びとを引き付けたのではなかろうか。また、蘇州の繁榮に拍車をかけたのは、そこが徽宗の皇帝に即位する四年前の紹聖三年（一〇九六）に節度使として任命された場所であり（「潛藩」）、それによつて即位後の政和三年（一一一三）には州から府に昇格したこととも関連するかも知れない。<sup>(4)</sup> 産業と文化の発展は、華美を否定する儒教的価値觀とは別に、科挙受験者を初めとして多くの士人を呼び寄せたであろう。北宋末から南宋初めを生き抜いた、当地出身の龔明之は、蘇州の州レベルの科挙試験（「解試」）の受験者が多く、割り当てられた合格定員（「解額」）が徐々に増えながらも総体としては少なく、南宋初期の當地の受験者数が二千人に近い中では極めて狭き門となつていたと記す。<sup>(5)</sup> 受験者数が二千人という数字は、北宋だと国都の開封のみであり、いかに蘇州の士人が多かつたかを象徴的に示していよう。また、蘇州城内には士人・士大夫の名前に由来する「坊名」が多いが、それは蘇州に士人が集まってきた結果を表しているようである。少なくとも、この現象を記述する范成大は、そうした認識を表明している。<sup>(6)</sup>

士人の多さは、士人同士の集いや、彼らによる議論の場の

出現を予想させるが、それは次節で論ずるとして、まず、蘇州の士人を中心とする有力一族について触れよう。既出の龔明之によると、五代十国時代、吳越國を建国した錢鏐の子供の錢元璵や、さらにその息子の錢文奉が中吳軍節度使として蘇州に赴任したとき、その幕府の賓客として丁守節・陳贊明・范夢齡・謝崇礼という四人の名士がいたが、彼ら全員の子孫から科挙に及第し官僚となつた人材を出しているという。つまり、丁守節には真宗朝の宰相の丁謂、陳贊明には陳之奇、范夢齡には范仲淹、謝崇礼には謝濤というようにである。<sup>(4)</sup>蘇州の有力一族には、この他に『中吳紀聞』の著者である龔明之一族の龔氏もあり、また彼の記述によると、蘇州の南北にはそれぞれ同じ章を姓氏とする一族が居住していたらしい。ちなみに、小稿が繰り返し引用する『中吳紀聞』は、北宋末・南宋初に活躍した龔明之が郷里の蘇州崑山県を中心として蘇州地域の風土・人情・社会状況などの様相を伝える好著である。<sup>(5)</sup>その他にも、蘇州には朱・陸・顧・張という漢代以来の著姓も存在するけれども、それらを含めて、宋代を中心とする蘇州の姓氏の簡単な説明は、王譽『宋平江城坊考』（江蘇古籍出版社、一九九九年）附録「吳中氏族志補考」「吳中氏族志補考拾遺」「吳中氏族志」に詳しく述べるべきは、慶曆四年（一〇四四）、參知政事となつていた

有力一族を列挙することはしない。問題は、それらの一族が宗族として何らかの縷まりを有していたかどうかということであろう。

蘇州は古くから宗族としての縷まりをもつた一族が存在していたらしい。橋名の一つに名残が有るからである。百口橋という名前の橋がそれであり、蘇州城内の東側の長洲県に位置する。周知のように、後漢時期になつて、何世代も分居せず同居を続ける累世同居（義門）と呼ばれる宗族が出現していくが、百口橋は後漢の顧訓が五世代わたつて同居し族人が百口に達していたことに因んでいる。<sup>(6)</sup>

宋代蘇州の宗族といえば、まず范氏一族が最初に思い浮ぶが、まず、いくつかの時期について族員数がある程度判明している。十一世紀半ば、范氏義莊が創設されたばかりの頃は、義莊に結集した族人は九〇人ほどで、北宋末・南宋初に義莊が衰退したときでも二〇〇人ほどがおり、従兄弟同士の范良器・范之柔が義莊復活に努めた後の慶元六年（一二〇〇）には義莊設置時期の五倍というから四百数十名ほどに族人数が膨れ上がつていた。<sup>(7)</sup>次に、蘇州の郊外の天平山には一族の墓域があつて、多くの族人が埋葬されていたと確認できる。<sup>(8)</sup>注

范仲淹に対して天平山の白雲寺が宋朝から功德院（墳寺などとも呼ばれ、宰執などの高位高官に様ざまな特典を伴つて与えられた墓守のための寺觀）と認められたことである。<sup>(註)</sup>以後、そこは范仲淹の高祖以下の先祖が埋葬されていることもあり、毎年、清明節のときは一族が集まり祖先祭祀を通じて一族の結束を確認しあう場所となつており、祭祀と会食の費用は義田から捻出されていたといふ。<sup>(註)</sup>

一族共同の墓地の存在は、イーブリイ（Patricia B.Ebrey）氏によつて、祖先祭祀との関連で宋代の宗族を特色づけるものとして着目されている。氏によると、宋代は、後の明清時期と違つて義田（義莊）などの族産を基礎とする宗族の組織化がそれほど進んでおらず、唐代中期以降の、盂蘭盆会などに祖先の墓地に結集して一族の結束を確認しあう程度の、低い組織化の段階にある宗族（descent group）に過ぎず、族墓の存在とそれに対する墓参はその段階を象徴するというのである。<sup>(註)</sup>氏の、宋代宗族の歴史段階をめぐる主張には議論の余地があるようと思われるが、宋代に墓参や族墓を中心とする宗族の活動を指摘した点は傾聴に値しよう。

この他、既出の丁陳范謝の四氏のうち、陳氏一族の事蹟が割合と多く記録されている。それは、次節にも触れる北宋中期を生き抜いた陳之奇という人物が長年にわたつて在地の士人として活躍したことと関わると思われる。彼を基点とした話柄が多いからである。地方志によると、陳之奇は、友人や

宋代蘇州に見出せる。一つは、吳縣長山鄉銅井山にある黃氏

一族の墓地群である。そこは、北宋末、蔡京に逆らつて左遷された経験のある黃策（一一〇七〇～一二三二）の祖父の黃挺や父親の黃彥の子孫たちを宋代を通じて埋葬していた。もう一つは、吳縣西山に埋葬し続けられた龔氏一族の墓地群である。ここには龔明之（一一〇九一～一一八二）の高祖・曾祖父以来、彼の時代までの一族が二百年にわたつて埋葬され続けていた。墓域は数百畝ほどもあつて緑豊かであり、樹木は一抱えもある太いものばかりであった。あるとき、お金に困つた族人の一人が他の族人と語らつて、それらの樹木を伐採したが、一本の木を切り倒したところで、明之は地面に倒れ伏して一帯に聞こえるほどの大声で泣き、それを聞いた族人たちがお金を出し合つて、その欠落を補うとともに新たに木を植えたという。また、明之は、貧しい族人が時節ごとの墓参りをしないのを尻目に、自分の子弟を引きつれて諸墳墓に参つていた。<sup>(註)</sup>

目上の族人に對して、心を尽くして交わり、必ずしも豊かで無かつたが、窮乏した族人がいればその救済に尽力したために、蘇州では家族内・宗族内の実践行為が問題にされるとき、必ず彼の名前が挙げられた。<sup>(5)</sup>これは宗族それ自体としての活動を直接に示したものではないけれども、一族に対する救済活動を通して陳氏の宗族としてのある程度の纏まりを窺わせるのではなかろうか。

ところで、范氏一族は、これら蘇州の有力一族と姻戚関係を通じて何らかの結びつきをもつていたと思われる。とくに、義荘創設当初は陳氏一族との關係が深かつた。范仲淹が次兄の范仲溫に宛てた書簡の中において、陳氏一族は二世代にわたって姻戚であり、墳墓も隣同士なので、施餓鬼を行うとき（『水陸之会』）、一緒に供養しても構わないと述べているのである。<sup>(6)</sup>『范氏家乘』によると、二世代にわたる姻戚關係の陳氏とは、祖父の范贊時と父親の范墉の最初の妻とであると思われる。とすれば、この二人の陳氏一族の墳墓が近隣だといふ点からして、祖父も父親も蘇州在住の女性を娶つたと考えるのが自然である。そして、陳之奇の三女は、范仲淹の族姪に当たる范師道の三男（范世文）に嫁いでいる。陳氏以外にも蘇州の著姓との婚姻關係も確認できよう。たとえば、范仲淹

温やその従兄弟の范巨の夫人は丁氏であるが、両名ともに生涯の大部分を蘇州で過ごしているので、二人の夫人はともに蘇州の出身者である蓋然性が高い。そして、范仲淹の生母であり、父親の范墉の後妻の謝氏も、最初の妻の陳氏が蘇州の人であったとする、蘇州を故郷としていた可能性は高いといえなくだろうか。

ここで、『范氏家乘』右編から范氏の姻戚關係をみてみよう。范氏一族の族人の伝記は、『范氏家乘』右編の卷一から卷十六までに載せられ、范仲淹と同じ輩行を第一世代として、早くも宋代に分かれた一六房の各房支のそれぞれに対しても各一巻を割り当てている。更に各巻では当該房支の族人を世代ごとに纏めて記している。対象を宋代に限定すると、房支によって多少の差はあるが、大体、八世代から一〇世代目頃が南宋末となる。（夭折した場合も成人で死去した場合も含めて）全ての族員の夫人の姓氏が記されているわけではなく、しかも房支によつて相違があるけれども、宋代の族員の半数以上は夫人の姓氏が記され、官僚や宗室（つまり趙氏）である場合はその旨が注記されている。官僚や宗室でも蘇州在住者もいるけれども、彼らは官位が高くなればなるほど州内だけでなく広い範囲から婚姻相手を選ぶ可能性が出てくる。

方、范氏の族人自身も官位を持つていれば、配偶者も「門当戸対」の原則から官位の保持者やその子孫の家族出身者であるが、范氏側の当事者に官位がなければ、相手側も庶民出身者である蓋然性が高い。そして庶民同士の婚姻であれば、当然、配偶者は地元出身の人間が多くなるだろう。こうした点を手がかりに、宋代を通じて蘇州に在住していたと分かる中舎房・支使房・朝奉房・贊善房・儒林房・朝請房・司理房・駕部房・宣義房・秘丞房・大夫房・郎中房（各房名は、房組の官職名に因む）の一房をみてみると、官僚の子女を妻とする例は少なく、加えて陳・丁・陸・龔・張・吳など蘇州の著姓と婚姻関係を結ぶ事例が圧倒的に多いことに気づく。<sup>(3)</sup> このようにみてくると、范氏一族は義莊創設の当初から蘇州の地域社会と姻戚関係を通じて密接に結び付いていたと思われるるのである。

### 三 蘇州の地域社会と士人・士大夫

それでは、蘇州の有力な一族を背景とする士人あるいは士大夫は、地域社会においてどのような役割を果たしていたのだろうか。残存する史料からすると、ここでも陳氏の活躍が

目立っている。既出の、五代の中吳節度使の幕府に賓客として招かれた陳贊明には、曾孫の陳之奇を初めとして蘇州という地域社会に活躍の場を得た子孫を出している。陳之奇と兄の陳郢の二人の母親は、丁謂の妹である。陳之奇は、天聖中（一〇二三～一〇三二）、省試を第四位という好成績で通過したもの、続く殿試で不合格となつて帰郷し、以後、十年間ほど出仕を断念して兄とともに蘇州でひつそりと過ごしていた。だが、伯父の丁謂の再三にわたる勧誘に、弟の陳之奇は再度科挙に挑戦して及第した。宝元元年（一〇三八）のことであつたらしい。とはいえ、出仕して数か月、五〇歳前に官僚生活に見切りをつけて郷里に帰り、その後は再三にわたる詔勅による官僚への復帰要請にも応ぜず生涯を蘇州で送つた。帰郷後は、郷里の人びとと苦樂を共にし、他人の急難を捨てておけず、そのために必要ならば州県の役所とやり合うことも厭わなかつた。民衆の間に揉め事があると、当事者の家まで貧弱な驢馬に乗つてやってきて、道理を説いて紛争を収めた。だから、庶民も彼を街で見かけると、「我らの陳君子」と述べて身を引き締め、蘇州を訪れる賢人たちは、競つて陳之奇との会見を希望するという有り様であった。一方、兄の陳郢は、丁謂による出仕の勧告にも耳を貸さず、琴を爪弾く

ことと、読書を楽しみとした人生を過した。彼らの父親の陳質は、「徳行」で郷里に賞賛されたと記されているからには、派手な活躍ではないながらも人格者として一定の評価を近隣から受けていたのである。<sup>(4)</sup> 陳質の妻で陳之奇兄弟の母親の丁氏も賢夫人として名を歴史に留めている。彼女は、兄の丁謂が甥たちを何度も官職に就けたいと申し出ても、子供たちには自分で勉強して出仕させたいと述べて、その要請を辞退しているし、丁謂が晩年に政争に負けて左遷され、その家族が生活に行き詰まる<sup>(5)</sup>と丁謂の子供や孫たちを引き取って自分の子供のように育て上げている。なお、「江蘇金石志」卷八「呉郡鄉舉題名碑」をみると、陳之奇に先だって弟の陳之武が天聖八年（一〇三〇）の科挙合格者に名前を連ねていてこれども、事蹟は不明。

郷里社会に深く関わった陳之奇は、蘇州の士人とも交遊関係をもつた。龔明之の曾祖父の龔宋元を中心とする集いに陳之奇の名前が見出せる。龔宋元は字を会之といい、幼いときから俊英で、天聖五年（一〇二七）に科挙に及第した。杭州仁和県（浙江省杭州市）の主簿（会計係）を振り出しに官僚生活をスタートさせ、晩年に致仕して帰郷した後は、城内東北隅の大酒巷と呼ばれる場所に住居を構えた。そこに彼は中隱堂と名づけた建物を作ったが、それは白樂天の「中隱」（『白氏文集』卷五二）と題する詩の、「大隱は朝市に住み、小隱は丘樊（丘とまがき）に入る、（中略）中隱と作すに如かず、隱は留司間に在り」という詩句に因んだものであつた。そこにおいて、毎日のように程適や陳之奇と集い、文章を作成したり、夜遅くまで酒を飲み交わし、適や之奇は帰宅を忘れるほどであった。蘇州の人びとは、これら三人の学識ある元官僚の老人を「三老」と呼んだ。また、陳之奇は胡瑗（九九三—一〇五九）や蘇舜欽（一〇〇八—一〇四八）といった、当時、全国に名を知られ、蘇州とも縁の深い人物とも交際があつて「呉下の三賢人」と称されていたともいわれている。

確かに、詩文の応酬と飲酒を中心とした耆英会には、伊原氏の指摘するように、在地に対する社会的・文化的活動の影響力を過大評価できない、というよりも否定的な評価が下されるかも知れない。とはいっても、一般的にいって、蘇州の士人・士大夫の集い、あるいは士人・士大夫の社会が蘇州という地域社会に全く影響力を發揮しなかつたとは即断できないのではなかろうか。前節で既に紹介した記事だが、陳之奇の族人にに対する救済活動は、蘇州の人びとの家族・宗族に対するあるべき模範として称揚され、父親の陳質の「徳行」が「郷里」の賞賛を受けたという二つの逸話<sup>(6)</sup>は、士人や士大夫の行動に注目し評価する地域社会の人びとの眼差しを感じさせる。別の一例を挙げよう。時期は明確ではないけれども、王僖（字は康国）といふ在野士人の話が伝わっている。王僖は、太学に在学して名声があつたので郷里では王学正と呼ばれ、人びとの尊敬を受けていたが、科挙は何度の挑戦にもかかわらず失敗し、ついには郷里で読書を楽しみとした人生を送っていた。ただ、自分の身の処し方と家庭維持は厳格であつて、郷里では王氏のやり方を手本とした。そして、王僖に対する王氏一族の敬愛の気持ちは、この逸話を記す龔明之の時代にも続いている。既に第一節で紹介した、范仲淹が墓参

いう。<sup>(7)</sup>こゝにも、士人の行動を注視し評価する地域社会の人びとの眼差しを窺うことができよう。同様の眼差しは、士人・士大夫たち同士の間にもあつたであろう。たとえば、大中祥符八年（一〇一五）、丁謂は昇州（江寧府、江蘇省南京市）の知事として中央から地方に転出し、蘇州に立ち寄り、祖先の墓参りをしたとき、当地の士人・士大夫が榮誉なことだと賞賛したという。また、富巖は、范仲淹とともに慶曆の新政を指導した富弼（一〇〇四～一〇八三）の叔父に当たり、大中祥符四年（一〇一）に科挙に及第し、慶曆年間（一〇四一～一〇四八）に蘇州の知事となつた人物である。嘉祐年間（一〇五六～一〇六三）に致仕すると、蘇州で隠居生活を始めたが、退任官僚の多くが地方政治に容喙して治世に害毒を流したのに対して、彼は全く府治に至ることなく、その上、蘇州府の役所に何かを願い求めることがなかつたので、士大夫たちによつて賞賛されたという。

こうした一般庶民から士人・士大夫に至るまでの眼差しや評判という現象は、要するに程度の差はあつても、地域社会に関わる問題に対しても、人びとが関心を示し、それ対して意見を表明しているということ、言い換えると、輿論があつたということであろう。既に第一節で紹介した、范仲淹が墓参

に帰郷して親戚・近隣の人びとに藏にあつた絹三千疋を分け与えたとき、宗族・郷党は幼児から壯年に至るまで自分を注视してくれたと語つたという逸話も、こうした蘇州の地域社会を背景にしてみると興味深いのではなかろうか。そこからは地域社会とそこに暮らす一族の人たちの眼差し、更に言うならば輿論を意識して行動する士人・士大夫の姿勢を看取できるように思われるからである。

### 結びにかえて

小稿は、十一世紀半ばに蘇州に范仲淹によつて創設された范氏義莊を地域社会という場から検討することを目的としている。范氏義莊の運営を具体的に規定している義莊規矩を見ると、族人にに対する給付の規定の他に、姻戚や郷党に対する配慮というものが窺われる条文が存在していた。つまり、地域社会といふ場の中に范氏義莊を置いて義莊を運営する発想が垣間見られるのである。そもそも、范氏は、蘇州の有力な一族ではあるけれども、丁氏や陳氏、謝氏など唐末・五代以後になつて台頭し、当地を代表する一族となつた姓氏とも姻戚を含めた緊密な人的関係を築いていた。それらの一族も組

織化の程度は様ざまであっても、何らかの形で一族の結束を形成していたらしいのである。そして、蘇州という地域は、一般庶民から士人・士大夫に至るまで輿論の重層する社会であつて、范氏義莊の姻戚や郷党を意識した運営は、このような在地に有力な一族が他にもあり、しかも輿論という人びとの注視する中に置かれたからこそ、それへの対応であつたと思われる。これまで小稿が論じたことは以上に尽きる。以下は、関連する附論として付け加えておく。

さて、こうした地域社会の輿論といふ場に范氏義莊を置いてみると、范氏義莊が長期にわたつて王朝の庇護を受け存続した理由も自ずと判明するようと思われる所以である。范氏義莊は輿論の監視する社会の中にはあつたからこそ、それを模範として王朝が顕彰することは、その支配力を基層社会にまで及ぼす手助けとなること、具体的にいふと、王朝による民衆教化に益する側面があつたのではないか。それは、范氏義莊に対する王朝の保護策に窺えるのではないか。

歴代王朝の范氏義莊に対する優遇策は、『范氏家乘』左編卷一二「景行志」に載つており、宋元時代に限つては『范文正公集』にも収められている。まず、南宋末期、理宗の嘉熙四年（一二四〇）、范氏義莊の存在する吳県と長洲県との要

請によつて、范氏義莊に対して和糴を免除することが浙西和糴所から認可されている。和糴とは周知のよう、軍糧確保のために官民の合意の上で貢い上げを意味するが、実際には租税の付加税として土地所有者の負担とされ、北宋時期から連綿として続いてきた制度であり、とくにモンゴルとの戦闘で風雲急を告げる南宋末期に強化されていった。<sup>(1)</sup> そうした中で一種のお目こぼしが范氏義莊に与えられたのには特別の意味がなければならない。上記の史料には、その理由を「范文正公の義莊は、迺ち風化の関わる所」<sup>(2)</sup> だとしている。つまり、国家存亡の危機状況にあっても、范氏義莊は民衆を教化する点において、もっとも重要な施設であるというのである。同じことは、南宋最末期の咸淳一〇年（一二七四）に蘇州の知事となつた潜説友の言辞にも見られる。潜説友は、知事になると、義莊内の義宅の側に范仲淹を祭る專祠を建てさせ、春秋の二回にわたる祭祀と專祠の運営を賄つために三〇〇畝もの専用田を設置している。その理由として、浙西提挙司を経て尚書省が承認した潜説友の上言によると、「郡は窘乏する」と雖も、而かれども事は風化に關わる」と述べる。<sup>(3)</sup> 潜説友のこの要請は咸淳一〇年（一二七四）九月に尚書省の認可を受けているが、二年後の徳祐二年（一二七六）には臨安が無血

開城して南宋は実質的に滅亡するという王朝体制にとつて差し迫つた時期に、しかも蘇州（平江府）も財政的に困難であるにもかかわらず（「郡雖瘠乏」）、范仲淹を祭る祠堂が教化の必要から建設されているのである。いずれにせよ、こうした点は、范氏義莊が王朝支配にとって、その末期に至るまでも基本的に重要なことを窺わせる。

宋代は、累世同居を「義門」として旌表する事例が歴代王朝の中でも最多であるが、宋朝国家による旌表は、一つには組織化した累世同居がその存在する郷村社会に対して有する、その濃厚な感化力を期待してのことであつた。<sup>(4)</sup> 他方、宋代において民衆に対する教化、とくに守令を中心とした地方官による教化を盛り込んだ布告文は、北宋中期以降に現れ、南宋になつて盛行した。それらは、「勸学文（学問の勧め）」「勸孝文（親孝行の勧め）」「勸諭救荒文（災害救済の勧めと具体策）」「勸農文（農業振興の勧め）」「諭俗文（正しい風俗・習慣の勧め）」など挙例に暇がないほど多く存在した。そして、それらの教化を盛り込んだ布告文は范仲淹を指導の中心としてなされた慶曆の新政を担つた士大夫とその後継者である宋学の立て役者によつて多く布告され続けた。<sup>(5)</sup> これらを考慮に入れるならば、范仲淹によつて創始された范氏義莊が教化の

重要性から租税負担の一部を免除されたところは興味深いが、范氏義莊の長期にわたる存続には、こうした郷村社会秩序の維持をめぐる王朝国家の教化という側面を見逃せないようと思われる。いずれ機会をみて闡明にしてゆかねばならないだろう。

## 註

- (1) 拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』(創文社、11000年)「第十章 北宋中期における宗族の再認識について」を参照。
- (2) 土地革命前後の范氏義莊の状況については、潘光旦・全慰天『蘇南土地改革訪問記』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五二年)に詳しく述べる。
- (3) 拙稿「宋代宗族研究の現状と課題—范氏義莊を中心として—」(名古屋大学東洋史研究報告)一五、一〇〇一年)。以下、前稿と称する。
- (4) 田中幸一郎「義莊の研究」([1]田学余雑誌] 一一一、一九一七年)。
- (5) 乾隆十一年版の『范氏家乘』は、普通の族譜にはみられない、金体を大きく左右二編に分ける方法が取られ、左編が順序として先である。この特色を含めて、乾隆十一年版『范氏家乘』については、牧野巽氏に簡にして要を得た説明がある(〔乾隆十一年重修『范氏家乘』について〕(同氏著『近世中國宗族研究』)日光書院、一九四九年、『牧野巽著作集』三、御茶の水書房、一九八〇年)。
- (6) Denis Twitchett, "The Fan Clan's Charitable Estate, 1050-1760," eds. David S. Nivision and Arthur F. Wringt, *Confucianism in Action*. Stanford U.P., 1959 近藤秀樹「范氏義莊の変遷」([東洋史研究] 一一一四、一九六三年)。
- (7) 井上徹「宋代以後における宗族の特質の再検討—仁井田陞の同族『共同体』論をめぐって—」(名古屋大学東洋史研究報告)一二、一九八七年、この論文は、同氏著『中国の宗族と国家の礼制』研文出版、11000年の第一章「宗族の歴史的特質に関する再考察」に生かされている)。遠藤隆俊「范氏義莊の諸位掌管人・文正位について—宋代における宗族結合の特質—」(集刊東洋学)六〇、一九八八年)。氏の多くの范氏義莊研究においては、最近の氏自身の論文の註を参照して欲しい。(北宋士大夫の寄居と宗族)平田茂樹・遠藤隆俊・岡元司編『宋代社会の空間とコミュニケーション』汲古書院一〇〇六年、遠藤隆俊『族譜および書簡・筆記史料から見た宋代宗族と地域社会に関する動態的研究』平成一五年度～平成一七年度科学硏究費補助金(基盤研究C)研究報告書)。
- (8) 陳榮照「論范氏義莊」(【新加坡国立大学中文系学术論文】一一、一九八四年、台湾国立編訳館編『宋史研究集』一七、一九八八年)。陳氏の論考は、トウェーチューフト氏の前掲論文に言及していることからすると、乾隆十一年重修『范氏家乘』の存在とその史料的価値を知っていたであろうが、それを論証史料として使用した形跡はない。なお、中国人研究者による范氏義莊研究の概略については、方健『范仲淹評伝』(南開大学、一〇〇一年)四一三～四二〇頁に見える。
- (9) 森正夫氏の地域社会論は、氏の「中国前近代史研究における地域社会の視点」と題する論考にほぼ尽くされている(〔名古屋大学文学部研究論集〕八三、一九八一年、同氏著『森正夫明清史論集』三、汲古書院、一〇〇六年再録)。これは一九八一年に岐阜県中津川市で名古屋大学東洋史研究室が主催して行つ

- たシンボジュウム「地域社会の視点—地域社会とリーダー」において氏自身が行つた基調報告に基づいている。なお、森氏に始まる、いわゆる地域社会論については、『歴史評論』五八〇号（一九九八年）に特集が組まれてゐる他、岸本美緒『明清交替と江南社会—七世紀中国の秩序問題』（東京大学出版会、一九九九年）「序」にその後の論争を踏まえた適切な解説があるなど、明清史研究者の論著に触れられることが多い。
- (10) 范氏義荘に関する諸施設は、『范文正公集』所収の「遺跡」や「義荘規矩」によつて知られる。なお、これらの諸施設については、遠藤隆俊氏が詳細に論じている〔宋代蘇州の范氏義荘について〕（宋代史研究会編『宋代の知識人—思想・制度・地域社会』汲古書院、一九九三年所収）。
- (11) 竺沙雅章『范仲淹』（白帝社、一九九五年）は、今のところ日本語で書かれた唯一の范仲淹に関する著書だが、その二二三・二四頁には、この一三条にわたる「初定規矩」の日本語訳を載せてゐる。小稿も、その日本語訳を参照してゐる。
- (12) 北宋末南宋初の范氏義荘の受けた災難と復興に關しては、前掲近藤秀樹『范氏義荘の変遷』などに詳しく述べてゐる。
- (13) 『范氏家乘』左編卷一〇「登進志」。
- (14) 『范文正公集』所収『言行拾遺事錄』卷一。
- (15) 『范文正公集』所収の「范文正公年譜」によると、范仲淹は慶曆三年四月に枢密副使として執政の仲間入りをし、同八月に參知政事となり、途中、一時、地方に出たことはあるが、慶曆五年正月に知邠州として下野するまで、中央政界の中枢にいた。
- (16) 朱説から復姓して范仲淹となつた情況に関しては、范仲淹関連の論著に必ずといってよいほど言及されるが、ここでは、この間の事情を丁寧に論証している遠藤隆俊『宋代における「同族ネットワーク」の形成』（宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八年）を擧げるに止める。この問題に言及する史料としては、遠藤氏も引く、龔明之『中興紀聞』卷二「范文正公復姓」がある。
- (17) 張文氏は、この逸話を引用しながら、義荘設置の大きな理由として、こうした解釈を示してゐる（張文『宋朝民間慈善活動研究』西南師範大学出版社、二〇〇五年、一三九—一四三頁）。この逸話を、本文で引用した「言行拾遺事錄」よりも詳細に記すのは、龔明之『中興紀聞』卷三「范文正公還鄉」である。
- (18) 『范文正公集』所収『范文正公尺牘』卷上〈家書〉「与中舍(1)」に、「今月二日、已簽署勾當、至十二日、蒙恩改參大政、尋面陳利害、已得旨依議（中略）互相戒約、勿煩州縣、如輒興詞訟、必奏乞深行、請三哥指揮、兄姪知委、保重保重」とある。（①は、范仲淹に宛てた書簡の文集に載つてゐる順番である。以下の番号も同じ意味で使用）。
- (19) 前掲遠藤隆俊『宋代における「同族ネットワーク」の形成』。
- (20) 范純佑に關しては、『范忠宣公集補編』所収「宋將仕郎將作監主簿天成公伝」、富弼『范純佑墓誌』（『宋文鑑』卷一三九、『宋史』卷三一四、范純祐伝などに生涯を記す）。
- (21) 『范忠宣公集補編』所収『宋觀文殿大學士尚書右僕射兼中書侍郎上柱國高平郡公贈太師許國公謚忠宣堯夫公伝』に、「自為布衣至宰相、廉儉如一、所得奉賜、皆以広義荘、又以文正所定規矩、特奏聞、取旨勅導、以垂永久、前後任子恩、多先疎族、沒之日、幼子五孫、猶未官」とある。
- (22) 『范文正公集』所収『范文正公尺牘』卷上〈家書〉「与中舍(9)」に、「某再拜中舍之哥、前時純仁去不及寫書、（中略）純仁等勿令飲酒、大底已被酒成狂疾、余者宜戒之戒之、置田起屋事、已令純仁上聞」とある。
- (23) 龔明之『中興紀聞』卷四「范忠宣公」に、「范純仁、字堯夫、

為人寬厚長者、文正嘗使至鄉、還至京口、見石曼卿數喪未舉、  
尽以麦舟与之」とある。

(24)『范文正公集』卷一三「太子中舍致仕范府君墓誌銘」。

(25)この点に関しては、前掲遠藤隆俊「北宋士大夫の寄居と宗族」  
に詳しく述べる。

(26)『范文正公集』卷一三「太子中舍致仕范府君墓誌銘」。

(27)宋代蘇州范氏の各房については、前掲牧野巽「乾隆十一年重  
修『范氏家乘』について」に簡単な説明がしてある。なお、贊  
善房の各世代の族人の事蹟に関しては、『范氏家乘』右編卷八  
に載っている。

(28)龔明之「中吳紀聞」卷五「范無外」。

(29)宮澤知之「宋代先進地域の階層構成」(『鷹陵史学』一〇、一九  
八五年)、足立啓二「宋代以降の江南稻作」(『稲のアジア  
史』二(「アジア稻作文化の展開—多様と統一」)、小学館、  
一九八七年)など。

(30)朱長文「吳郡圖經統記」卷上「物產」に、「吳中地沃而物夥、  
其原濕之所育、湖海之所出、不可得而殫名也、其稼則刈麥種禾、  
一歲再熟、稻有早晚、其名品甚繁、農民隨其力之所及、挾其土  
之所宜、以次焉」とある。

(31)孔齊「靜齋至正直記」卷二「江浙可居」に、「江浙之可居者、  
金陵為上、京口・毘陵次之、吳興又次之、錢唐之華・姑蘇之澆、  
可游不可居云々」とある。

(32)前掲足立啓二「宋代以降の江南稻作」参照。

(33)『吳郡志』卷二「風俗」に、「吳中自昔号繁盛、四郊無曠土、  
隨高下悉為田、人無貴賤、往往皆有常產、以故俗多奢少儉、競  
節物好遊遨、歲首即會於佛寺、謂歲饑、士女闐咽、殆無行路云々」  
とある。なお、「蘇湖熟天下足」の諺は、『吳郡志』卷五〇「雜  
志」に載っている。

(34)『范氏家乘』左編卷一〇「登進志」には、范成大を一族の科  
舉合格者の一人として載せている。

(35)『范文正公集』所収『范文正公尺牘』卷下〈家書〉「仲儀待制」  
に、「昔年持服、欲歸姑蘇卜葬、見其風俗太薄、因思曾高本北人、  
子孫幸預縉紳、宜講堂、乃改卜于洛、思遠國也」とある。徽宗  
が即位前に蘇州の節度使となつた時点については、『宋史』卷  
一九、徽宗本紀に、「紹聖三年、以平江・鎮江節度使封端王、  
出就傳」とあり、蘇州が州から府に昇格した時期に関しては、宋  
史卷八八、地理志四に、「平江府、望吳郡、太平興國三年、  
改平江節度、本蘇州、政和三年、升為府」とある。

(36)龔明之「中吳紀聞」卷一「解額」に、「姑蘇自祥符間定制、  
秋舉以四人為額、慶曆中、就舉者止二百人、范質之龍岡、嘗作  
送錢正叔舉序、已言四人之額、視他藩為最寡、熙寧元豐間、應  
舉者尚多、增為六人、三舍既行、罷去科舉法、歲貢四人、舍法  
罷、乃合三年之數為十二人、紹興丙子、又增流寓一名、今終場  
者幾千人、其額又不勝其窄矣」とある。龔明之の活躍時代に  
ついては、校点本『中吳紀聞』(上海古籍出版社、宋元筆記叢  
書一九八六年)の「校点説明」に基づく。また、『江蘇金石志』  
卷二「吳郡鄉舉題名碑」後の考証として、錢大昕「潛研堂金  
石跋尾」を引くが、それにも宋代蘇州の鄉試(解試)において、  
受験者の多さに比して、解額が極端に少なかつたと記す。なお、  
この卷の「吳郡鄉舉題名碑」は、南宋時代の蘇州の鄉試及第者  
を紹興十一年(一一四二)から宝祐六年(一二五八)まで記す。  
荒木敏一『宋代科舉制度研究』(東洋史研究会編、同朋舎、  
一九六九年)は、解試の説明の中に、応試者の最高の州軍と最

低の州軍を挙げ、その応募者数と解額を記している(一〇八頁)。

- (39) 范成大『吳郡志』卷一「風俗」に、「吳下全盛時、衣冠所聚、士風雋厚、尊事耆老、來為守者、多前輩名入、亦能因其習俗、以成美意、旧通衢、皆立表揭為坊名、凡士大夫名德在人者所居、往往以名坊曲」とある。蘇州城内の坊名の多くが士大夫の名前に因む」とについては、伊原弘「宋代浙西における都市と士大夫」（『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、汲古書院、一九八〇年）に論及がある。
- (40) 袁明之『中吳紀聞』卷一「丁陳范謝」。なお、錢元璵と錢文奉の事蹟は、後代の二次史料であるが、清・吳任臣「十國春秋」卷八三に載る各列伝に詳しい。
- (41) 蘇州の章氏については、袁明之『中吳紀聞』卷六、「南北草」に記述が見える。また、宋代蘇州の龔氏一族と袁明之を中心とする蘇州士人の交遊に関しては、鄧小南「袁明之与宋代蘇州的龔氏家族：兼談南宋崑山士人家族的交遊与沈浮」（中国近世家族与社会學術研討会論文集）台湾・中央研究院歴史語言研究所、一九九八年）に詳しく述べる。
- (42) また、江南地域の歴代の有力な姓氏に関するものは、王鉄『中國東南的宗族与宗譜』（漢語大詞典出版社、二〇〇一年）が詳しく述べる。
- (43) 朱長文『吳郡圖經統記』卷中「橋梁」に『吳郡志』卷一七「橋梁」の記事もほぼ同じ）「田口橋在長洲縣東、東漢顧頤五世同居族聚田口、衣食均等、尊卑有序、因其所居以名之」とある。なお、後漢時代以降、累世同居が盛んになつたことについては、古くは趙翼『陔余叢考』卷三九「累世同居」に指摘があり、後漢時代以降に累世同居が出現する歴史的意味について、堀敏一「累世同居家族の展開」（同氏著『中國古代の家と集落』汲古書院、一九九六年）などがある。
- (44) これらの数字は、必ずしも『范文正公集』所収の錢公輔「義田記」、范直方「昔逮事」、孫応時「范氏義莊題名」に拠る。
- (45) 「范氏家乘」左編卷二〇「墳墓考」には、主な族人の墳墓の場所を記すが、ハノから范仲淹と蘓州に落ち着いた范仲淹の直接の子孫以外は、ハノの天平山に埋葬されたことが分かる。また、『范氏家乘』右編の載る各房支の族人の埋葬場所からも同様のことがいえよう。
- (46) 白雲寺が范氏の功德院（墳寺）になったことに関するものは、朱長文『吳郡圖經統記』卷中「寺院」など多くの史料にみえるが、范氏自身の記載としては、『范氏家乘』左編卷一九「遺蹟考」の「天平賜山」の項を挙げておく。なお、宋代の功德院（墳寺）に関するものは、劉沙雅著『宋代墳寺考』（同氏著『中國佛教社會史研究』同朋舎、一九七九年）などがある。
- (47) 朱長文『吳郡圖經統記』卷下「冢墓」に、「范文正公之先墓在天平山下、置祠堂於白雲院中、每歲清明大合族人、以義田之資、設盛饌祭掃、至今修之、近世諸公葬於郡境者固多、知之不詳、未悉書也」とある。
- (48) Patricia Buckley Ebrey, "The Early Stages in the Development of Descent Group Organization," eds. Patricia Buckley Ebrey and James L. Wilson, *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, California UP, 1986, pp. 20-29.
- (49) 『永樂大典』卷二二六七所収『蘇州府志』卷一九「冢墓」。なおこの『蘇州府志』は明初までの記述を含み、したがって「曲挺以下子孫多葬此、不暇悉書」という記述は、少なくとも宋元から明初まで、黃氏一族の埋葬事実を示すものと考えられる。
- (50) 『永樂大典』卷二二六七所収『蘇州府志』卷一九「冢墓」。
- (51) 朱長文『吳郡圖經統記』卷下「事志」に、「陳氏有兩高士、（中略）之奇字虞卿、（中略）孝友愷悌、賙贍宗族、雖貧而竭力、吳人言家行者、必推虞卿」とある。本文に「家族内・宗族内の実践行為」と述べたのは、「家行」をそう解釈したのだが、家族に

対する実踐行為（家行）といつても、そもそも中國語の家族の概念は日本語よりも広く、宗族をも含めていう場合があり、ここでの文脈上からしても、狭い意味での家族というよりは、宗族的範囲まで拡大した家族を指すと思われる。

(52)『范文正公集』所収【范文正公尺牘】巻上（家書）「与中舍(11)」に、「陳家是兩世外家、因水陸之會、又墳塋隣並供養不妨」とある。

(53)『范氏家乘』左編巻九「誥詔志」には、范純仁が宰相になって以後、先祖三代に対して贈官されたときの詔勅が載っており、それによつて范贊時、范墉の配偶者の姓氏が判明する。なお、この詔勅は蘇轍によつて草稿が作成され、その文章は蘇轍『欒城集』巻三に載るが、そこには范純仁の曾祖父以下の先祖の諱、配偶者の姓氏が、全て「某」となつていて肝心な情報が得られない。

(54)『范氏家乘』右編巻一五「大夫世系」の范世文の項。

(55)『范氏家乘』右編巻五「中舍世系」の范仲溫の項・同巻六「支使世系」の范巨の項。

(56)范仲淹の子供を房祖とする監簿房・忠宣房・右丞房・侍郎房の族人は、少なくとも北宋時代は蘇州ではなく、頴昌（河南省許昌市）に居住しており（遠藤隆俊氏の前掲「宋代における『同族ネットワーク』の形成」「北宋士大夫の寄居と宗族」を参照）、しかも官僚の子女を妻とする例が多く、ここでは除外した。それ以外の各房については以下のとおり。なお、南宋末までに生まれた者を宋代の人間として数えている。中舍房（全部）で七九名中、四九名の妻の姓氏が判明。官僚・宗室の娘は五例、以下この書き方に従う）、支使房（全六四名中、五四名、官僚・宗室の娘七名）、朝奉房（全九〇人、五〇名、官僚・宗室の娘二名）、贊善房（全三八名、一九名、官僚・宗室の娘〇名）、儒林房（全三六名、二五名、官僚・宗室の娘一名）、朝請房（全

二七名、二〇名、官僚・宗室一名）、司理房（全二九名、一八名、官僚・宗室の娘〇名）、駕部房（全二三名、一四名、官僚・宗室の娘六名）、宣義房（全二一名、一〇名、官僚・宗室の娘〇名）、秘丞房（全一八名、一〇、官僚・宗室の娘一名）、大夫房（全四二名、二七名、官僚・宗室の娘二名）、郎中房（全二三四名、八五名、官僚・宗室の娘三名）。ちなみに、スキナー（William Skinner）氏の提唱する中国社会構造論によると、後期中華帝国において、一般庶民の婚姻範囲は一番下位の市場圏である標準市場町と重なるという（今井清一・中村哲夫・原田良雄訳『中國農村の市場・社会構造』法律文化社一九七九年、五一頁）。

(57)龔明之『中吳紀聞』巻二「丁氏賢惠錄」。また、陳之奇の科舉及第の年次については、『江蘇金石志』巻八「吳郡鄉舉題名碑」にみえる。なお、この巻の題名碑は、北宋時期（端拱元年（九八八）から南宋、紹興十五年（一一四五）までの蘇州出身の科舉及び者を記している。

(58)龔明之『中吳紀聞』巻一「陳君子」。なお、この記事と同巻の「丁陳范謝」を本にしたと思われる范成大『吳郡志』巻一五「人物」の陳之奇伝も参照。

(59)龔明之『中吳紀聞』巻三「陳君子父殿上」、范成大『吳郡志』巻二五、陳鄧伝。

(60)龔明之『中吳紀聞』巻一「丁氏賢惠錄」。

(61)龔明之『中吳紀聞』巻二「中隱堂三老」、范成大『吳郡志』巻一四「園亭」。

(62)『宋元學案補遺』巻一「安定同調」として載る陳之奇伝に、「是時胡安定以經術教授諸生、蘇子美以文章退居、山林先生以德行棄官而帰、名動海內、称吳下三賢人」とある。

(63)洛陽耆英会に関しては、木田知生「北宋時代の洛陽と士人達」開封との対立のなかで」（『東洋史研究』三八一、一九七九

- (年)があり、また同氏の『司馬光とその時代』(白帝社、一九九四年)にも、この会の説明が参加者とともに簡潔に紹介されている(二五九~二六二頁)。伊原氏の蘇州耆英会に関する言及は、前掲「宋代浙西における都市と士大夫」。この論文の註(18)には、「吳郡志」卷一「風俗」を基に蘇州耆英会の参加者が年齢・官位・出身地などとともに列記されている。なお、章岵の着任時期については、「吳郡志」卷一一「牧守」に見える。
- (64) 裴明之『中吳紀聞』卷四「徐朝議」は、この耆英会に参加した徐師閔のことを記すが、そこに「徐師閔字聖徒、仕至朝議大夫、退老于家、日治園亭、以文酒自娛樂、(中略) 因相与繼会昌洛中故事作九老会、章岵為郡守、大置酒合樂、会諸老子、広化寺云々」とある。
- (65) 註(58)(59)を参照。
- (66) 裴明之『中吳紀聞』卷五「王學正」。
- (67) 朱長文『吳郡圖經統記』卷下「事志」に、「丁晉公吳人、大中祥符中、參豫大政、八年、出為平江節度使知昇州、擁節旄還本鎮、過鄉拜墓、縉紳榮之、吳人自陸宣公後至公為宰相、歸葬于華山留家原」とある。なお、「吳郡志」卷一〇「封爵」では、丁謂が知昇州になつたのは、大中祥符九年とする。
- (68) 裴明之『中吳紀聞』卷一「富秘監」に、「富秘監嚴、丞相文忠公之叔父也、登大中祥符四年第、慶曆中、以刑部郎中守鄉郡、嘉祐中、守秘書監、致仕退居于家、未嘗一造府治、終年無毫髮干請、士大夫皆賢之」とある。なお、「吳郡志」卷一一「牧守」によると、富嚴が知蘇州となつたのを康定(年号は記していない)とするが、康定は二年目が慶曆元年(一〇四一)であり、「中吳紀聞」の記事とそく時間的な開きがあるわけではない。
- (69) 「范文正公集」所収『言行拾遺事錄』卷一。
- (70) こうした問題には、戦前から多くの研究が存在するが、(二二)
- (71) 「范文正公集」所収「朝廷優崇」の「与免科雜」。
- (72) 「范文正公集」所収「朝廷優崇」の「建置祠堂」、「范氏家乘」左編卷一二「景行志」の「潛說友」の項。
- (73) 歴代王朝における義門の地理的分布の趨勢や歴史的変遷については、黎小竜『義門大家庭の分布と宗族文化的区域特徴』(歴史研究)一九九八(一一)に詳しい。宋代の累世同居に関する拙稿「宋代における宗族と郷村社会の秩序—累世同居を手がかりとして—」(東海大学紀要文学部)五二(一九九〇)の他に、最近の、中島榮章「累世同居から宗族形成へ—宋代徽州の地域開発と同族結合—」(前掲「宋代社会の空間とコミュニケーション」所収)がある。
- (74) 宮澤知之「南宋勸農論—農民支配のイデオロギー—」(中國史研究会編『中国史像の再構成—国家と農民—』文理閣、一九八三年)、拙稿「宋代の『論俗文』」(宋代史研究会編『宋代の政治と社会』汲古書院、一九八八年)、「宋代の『勸學文』」(柳田節子先生古稀記念『中國の伝統社会と家族』汲古書院、一九九三年)、「琴堂論俗編」訳註稿(一)の「解説」(東海大学紀要文学部)八〇、二〇〇四年)、「蔡襄の論告文」(『名古屋大学東洋史研究報告』二九二〇〇五年)。なお、慶曆以後、王安石の新学との相克を経て朱子学として体系化されてゆく宋学形成史については、小島毅『中國の歴史(七)―中國思想と宗教の奔流―』(講談社、一〇〇五年)が一般向け概説書といえ極めて示唆的な論を展開している。

